

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年9月28日
【事業年度】	第66期(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
【会社名】	株式会社三東工業社
【英訳名】	SANTO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 克実
【本店の所在の場所】	滋賀県甲賀市信楽町江田610番地 (注)上記の場所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	滋賀県栗東市上鉤480番地
【電話番号】	077(553)1111
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 矢森 貞行
【縦覧に供する場所】	株式会社三東工業社大阪支店 (大阪府大阪市天王寺区東高津町11番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月
売上高 (千円)	5,287,295	4,792,783	5,446,312	5,500,074	5,703,442
経常利益 (千円)	153,254	98,507	74,118	126,124	110,950
当期純利益 (千円)	64,408	120,862	73,311	55,007	97,033
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	849,500	849,500	849,500	849,500	849,500
発行済株式総数 (千株)	6,860	6,860	686	686	686
純資産額 (千円)	2,472,323	2,604,211	2,686,756	2,680,543	2,524,218
総資産額 (千円)	3,590,397	3,652,863	3,934,440	4,049,330	4,003,979
1株当たり純資産額 (円)	3,606.19	3,798.64	3,919.75	3,910.68	4,244.94
1株当たり配当額 (円)	4.00	4.00	40.00	50.00	45.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	93.95	176.29	106.95	80.25	149.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.9	71.3	68.3	66.2	63.0
自己資本利益率 (%)	2.6	4.8	2.8	2.0	3.7
株価収益率 (倍)	13.2	10.9	26.2	29.7	15.6
配当性向 (%)	42.6	22.7	37.4	62.3	30.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	787,577	185,421	96,220	140,703	131,663
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	8,479	238,934	1,157	43,475	9,771
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	37,972	32,630	32,729	34,002	249,970
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,603,005	1,146,019	1,015,912	1,079,137	951,059
従業員数 (人)	76	81	83	87	84
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(11)	(9)	(11)	(9)
株主総利回り (%)	69.2	108.1	157.8	138.1	137.8
(比較指標：JASDAQ INDEX スタンダード)	(93.2)	(123.8)	(146.9)	(126.9)	(141.0)
最高株価 (円)	207	207	2,849	2,850	2,600
			(269)		
最低株価 (円)	117	120	2,216	1,910	1,820
			(191)		

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については、記載しておりません。  
 3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。  
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 5. 第65期の1株当たり配当額には記念配当10円を含んでおります。  
 6. 当社は、平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第62期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。  
 7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（JASDAQ（スタンダード））におけるものであります。  
 8. 当社は、平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第64期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。  
 9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第65期の期首から適用しており、第64期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

年月	事項
昭和29年4月	創業者成瀬 喬（故人）が、土木請負工事を目的として、滋賀県甲賀郡水口町大字水口3412番地において、弥生工務店として個人営業（建設業法にもとづく滋賀県知事登録）を開始。
昭和29年7月	株式会社弥生工務店に組織変更。 滋賀県甲賀郡雲井村雲井西地区の土地改良工事を受注。
昭和33年3月	商号を「株式会社三東工業社」に変更。
昭和33年4月	本店を滋賀県大津市上堅田町7番地に移転。
昭和34年3月	本店を滋賀県甲賀郡信楽町（現・甲賀市信楽町）大字江田610番地に移転。
昭和46年7月	宅地建物取引業許可（滋賀県知事第514号）、住宅事業部開設。
昭和49年11月	住宅事業部を株式会社三東工業社より分離、東芝住宅産業株式会社と株式会社三東工業社の共同出資により京滋東芝ハウジング株式会社を設立。
昭和52年5月	滋賀県栗太郡栗東町（現・栗東市）大字上鉤480番地に新社屋（三東ビル）完成、栗東本社を設置。
昭和54年6月	日本国有鉄道と三和機材株式会社の共同パテントJST工法（2液瞬結地盤改良工法）実施の協定契約締結。
昭和55年7月	特定建設業の建設大臣許可（第9082号）。
昭和57年1月	JST工法による施工開始。
昭和60年10月	三重県阿山郡阿山町に三重営業所を開設。
昭和63年3月	京滋東芝ハウジング株式会社を解散、住宅事業から撤退。
平成元年10月	舗装工事部門において、岩盤緑化工法（パイオ・オーガニック工法）の施工開始。
平成4年1月	建築部門において、HQ工法（高品質低コスト工法）の施工開始。
平成7年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成9年1月	地下技術部門において、TRD工法（ソイルセメント地中連続壁工法）の施工開始。
平成11年9月	財団法人日本品質保証機構よりISO9001を認証取得。
平成12年5月	三重営業所を三重県上野市（現・伊賀市）に移転。
平成13年7月	財団法人日本品質保証機構よりISO14001を認証取得。
平成15年1月	名古屋市中川区に所在の太洋基礎工業株式会社と業務提携。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年8月	滋賀県大津市に大津営業所を開設。
平成24年12月	滋賀県草津市に草津営業所を開設。
平成28年9月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行。
平成28年9月	株式会社古澤建設（非連結子会社）の株式を取得。
平成29年4月	信楽本店を日本初のCLT構造建築物にて新築。
平成29年5月	草津営業所を廃止。
平成31年4月	大阪府大阪市天王寺区に大阪支店を開設。
令和元年6月	三重営業所を廃止。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と関係会社1社により構成されております。

当社の主たる事業は次のとおりであります。

- 1．建設工事請負業
- 2．建設工事に関する調査、企画、測量、設計、監理等のマネジメント及びコンサルティング業務
- 3．地域開発、都市開発、環境整備等の企画、調査、設計及び監理
- 4．不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
- 5．労働者派遣

当社の業務組織は、総務部、購買部を中心とした管理部門と建設工事における受注及び設計・施工に関する土木部門、建築部門と不動産の売買、賃貸、仲介等に関する不動産部門で構成されており、それぞれ営業業務を含みます。

上記の土木部門、建築部門及び不動産部門は「第5 経理の状況 1.財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### (1) 土木部門

土木部門は、一般土木、舗装、地下技術の三部署により構成されております。一般土木は、治山・治水工事、上・下水道工事、土地造成工事、港湾・空港関連工事、道路工事等の一般土木工事を担当しております。舗装は、用地・道路等の舗装工事、また岩盤等の緑化に有効な特殊緑化工事（バイオ・オーガニック工法等）を担当しております。地下技術は、地盤改良工事（JST工事）、連続地中壁造成工事（TRD工事）、地下埋設管における高精度小口径管推進工事及びこれらに関する工法の研究開発、設備の改良等を担当しております。各部署の受注経路については、一般土木及び舗装は、発注者より直接受注する元請の場合と発注者より元請会社を通し、下請として受注する場合があります。地下技術は、発注者より元請会社を通し、下請として受注しております。

#### (2) 建築部門

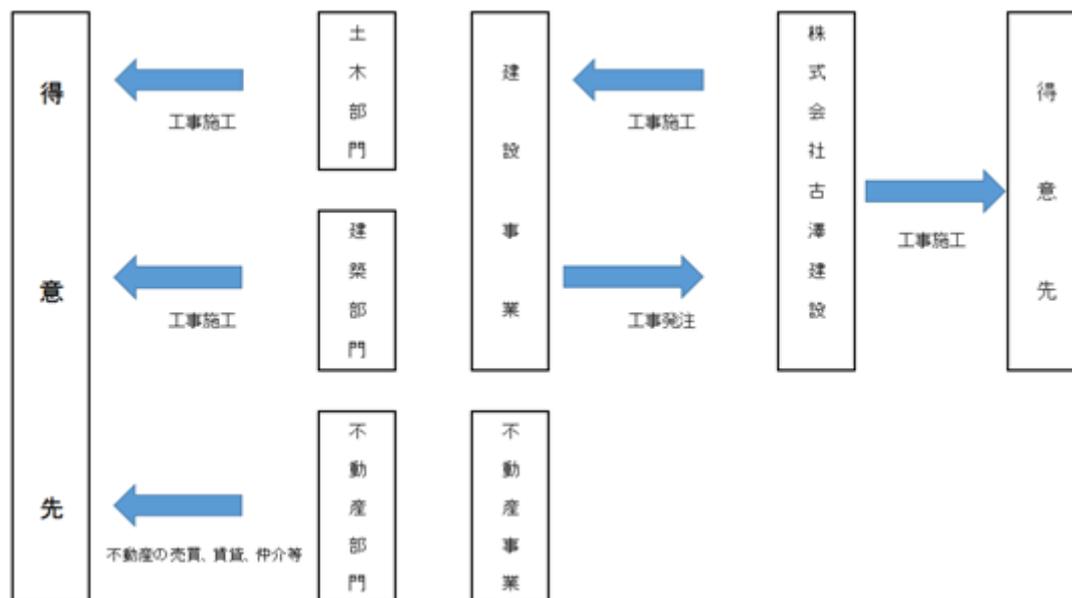
建築部門は、事務所・庁舎、宿泊施設、店舗・工場、学校・病院等の一般建築工事及び賃貸・分譲マンション工事を担当しております。受注経路については、工事を発注者より直接受注する元請受注が大半であります。

#### (3) 不動産部門

不動産部門は、地域開発、都市開発等の企画、調査、設計及び監理と不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定を行っております。

#### [ 事業系統図 ]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

当社は、非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

令和2年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
84 (9)	45.5	16.1	5,884,044

令和2年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)	臨時従業員数 (人)
土木部門	44	7
建築部門	16	-
不動産部門	-	-
報告セグメント 計	60	7
全社(共通)	24	2
合計	84	9

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を記載しております。  
 2. 平均年間給与は税込支払給与額であり、基準外賃金及び賞与を含んでおります。  
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
 4. 不動産部門は、土木部門及び建築部門が兼任しております。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中に記載している将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（令和2年9月28日）現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、「技術を社会に笑顔をあなたに」をモットーに常にお客様へ高品質な環境低負荷商品、高付加価値商品・サービスを還元することで、社会のすべてのステークホルダーから信頼され、喜びと感動を与えられる企業を目指します。現況を直視し、会社をあげて収益向上に取り組み、財政基盤および経営基盤の一層の強化を図るため、次の基本方針を実行する所存であります。

##### 環境保全責任

環境負荷の少ない生産システムへ転換を求められる中、持続可能な社会へ向けて、滋賀が目指す「脱炭素社会の構築および琵琶湖環境の再生」に挑戦する。

##### 地域社会への貢献

循環型地域社会の形成と安全・安心な地域づくりに寄与し発展することにより、地域全体の環境・雇用・経済の充実と安定に貢献する。

##### 働きがいのある会社づくり

社員は最も信頼できるパートナーであると認識し、その基本である人間対人間の「人を敬う」精神を高め、公平性重視による活力ある社内風土を確立し、共に育ちあうことを目指す。

##### 市場創造に関する方針

常にお客様の立場に立って考え行動し、高品質で環境低負荷商品などの時代を先取りした商品を研究・開発し、新たな需要を創出する。

##### 業績向上に関する方針

売上高重視よりも高付加価値商品・サービスを社会に提供することにより、安定的に適正な利益を計上し、社会のすべてのステークホルダーから信頼され常に発展する企業を目指す。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は利益率の向上を第一に考えており、売上高営業利益率の改善に取り組んでまいります。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は厳しい経済環境の中でこの難局を乗り越え、限られた市場の中における生存競争に勝ち抜くため、優位性を活かした体制強化への取り組みはもちろん、市場に新たな建設価値の醸成を図り、強固な経営基盤を確立してまいります。

##### 顧客にとって

- ・お客様に高品質の商品を提供することにより、安心、安全、そして誇りを感じていただける企業になる。
- ・お客様に高付加価値のある提案をすることにより、喜びと感動を与える企業になる。

##### 自社にとって

- ・企業を構成する現場自らが問題を発見し、解決する。現場からの「否定」が当たり前のように上がってくる企業風土になる。
- ・「優れた環境技術」を企画・提案し事業領域の拡大と建設事業の進化を成し遂げて、2億円以上の経常利益を上げる企業になる。

##### 社員にとって

- ・豊かな生活と雇用の保障を基盤として、社員が誇りを持って仕事に取り組める状態になる。

##### 株主にとって

- ・優位性を活かした経営基盤を築き、株主の皆様への安定的な配当を継続し、経営成績に応じた利益還元を行う。これらのビジョンを全ての社員が共有し、確固たる経営基盤を築くべく、全力で取り組んでまいります。

#### (4) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

建設業界におきましては、建設従事者の高齢化が深刻な問題となっており、将来における人手不足が懸念されております。また、昨今では仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、職場環境の改善が喫緊の課題となっています。人が何よりの財産であり、働きやすい環境を構築することが、持続可能な経営を行う上で最重要の課題と認識しております。

また、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大という事象は建設業界にも影響を及ぼしております。公共事業におきましては、役所職員のいわゆる3密対策などによる入札の遅れなどの若干の影響が見受けられるものの、その後の発注につきましては大きな影響を及ぼさないものと予想しております。しかしながら、民間事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の不透明感が増大し、大型の設備投資に躊躇する企業が増えることが予想され、本社ビルや工場の新築などといった大型の設備投資を見込みにくい状況にあります。当社ではこのような状況を踏まえ、公共事業の発注を確実に手中に収めるとともに、民間でも比較的景気の影響を受けにくい業種への提案や展開を図ることで受注の獲得を図っていきたいと考えております。

## 2【事業等のリスク】

当社の事業遂行上において、経営成績、株価、財政状態等に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には以下に記載したようなものが考えられます。当社はこれらのリスク発生の可能性を十分認識し、発生の回避には最大限の努力をするとともに、発生した場合の対処については的確な対応策を講じる所存であります。なお、文中に記載している将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（令和2年9月28日）現在において当社が判断したものであります。

### 業界の受注競争激化に伴うリスク

公共工事比率が高い当社にとっては競争激化及び経営事項審査の総合評価点が下がることにより指名ランクが下がり経営成績への懸念材料となる可能性が予想されます。

当社は、公共工事と民間工事の両方を事業領域としており、公共工事が少ないときは、民間工事に注力し、民間工事が少ないときは、公共工事に注力する戦略をとっております。

### 取引先の信用リスク

建設工事は個々の取引における請負金額が多額であり、工事代金を受領する前に取引先が法的整理等に至った場合、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、工事請負契約を締結する前に、取引先の信用情報を入手し、財務状態を確認しております。

### 工事災害及び品質不良のリスク

建設業においては、工事災害及び品質不良が発生した場合、社会的にも大きな影響を及ぼす可能性があります。また、工事災害若しくは瑕疵担保責任等により損害賠償の発生が懸念されます。

対策として、全国建設業協同組合連合会の全建協連総合補償制度に加入しております。

### 建設業界の就業者不足に関するリスク

建設業界に従事する就業者が減少傾向にありますので、就業者不足により、受注が確保できない場合や、人件費の高騰により、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、外国人の採用、新規学卒採用や中途採用の継続や取引業者による協力会等で就業者確保に努めております。

### 建設資材の物価上昇によるリスク

請負契約後において建設資材の高騰により経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

対策として、常に建設資材の価格調査を行っており、必要となれば購買時期を前倒しした購買等で対応しております。

### 労働災害発生時のリスク

建設現場においては安全管理面で万全を期しておりますが、万一重大な労働災害が発生した場合、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、安全室を中心に安全パトロール等の安全活動を行っております

### 保有資産の時価相場による減損処理等のリスク

不動産及び有価証券を事業を行う上で保有しておりますが、時価相場の変動によって経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、定期的に保有の必要性を見直しております。

### 自然災害・感染症リスク

地震、津波、風水害等の自然災害や、感染症の世界的流行が発生した場合は、当社が保有する資産や従業員に直接被害が及び、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

対策として、BCP（事業継続計画）の継続的見直しや訓練計画の決定及び実施状況のフォローを行っております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当期における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかに拡大しているものの、令和2年初めからの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、景気の先行きは不透明な状況となりました。

一方、建設業界につきましては、公共工事の発注は前年同期比大幅な増加となり、民間設備投資は比較的堅調に推移いたしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が発生しはじめております。

このような経済状況下、当社は現場力の強化、経費削減およびリスク管理の強化を重点的に取り組み、競争力を高める努力をしてまいりました。また、平成30年の台風21号で発生した当社TRD機水没に関する損害金を受領いたしましたので、特別利益に計上しました。

この結果、当期の経営成績は、受注高6,688百万円（前期比4.7%増）、売上高5,703百万円（前期比3.7%増）、営業利益91百万円（前期比6.4%減）、経常利益110百万円（前期比12.0%減）、当期純利益97百万円（前期比76.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

##### （土木部門）

土木部門におきましては、一般土木、地下技術、舗装等の工事を行っております。

当期の経営成績は、受注工事高4,317百万円（前期比17.5%増）となり、完成工事高4,006百万円（前期比22.4%増）、セグメント利益49百万円（前期比62.0%増）となりました。

##### （建築部門）

建築部門におきましては、店舗、マンション、工場等の建築工事を行っております。

当期の経営成績は、受注工事高2,370百万円（前期比12.7%減）となり、完成工事高1,663百万円（前期比24.2%減）、セグメント利益27百万円（前期比47.7%減）となりました。

##### （不動産部門）

不動産部門におきましては、不動産の売買等を行っております。

当期の経営成績は、売上高33百万円（前期比1.7%減）、セグメント利益14百万円（前期比0.5%増）となりました。

財政状態の状況は次のとおりであります。

##### （資産）

当期末における流動資産は2,947百万円となり、前期末に比べ7百万円減少いたしました。これは主に、現金預金が128百万円減少したことによるものであります。固定資産は1,056百万円となり前期末に比べ38百万円減少いたしました。これは主に、建設仮勘定が39百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は4,003百万円となり、前期末に比べ45百万円減少いたしました。

##### （負債）

当期末における流動負債は1,420百万円となり、前期末に比べ76百万円増加いたしました。これは主に、未成工事受入金が263百万円増加したことによるものであります。固定負債は59百万円となり、前期末に比べ34百万円増加いたしました。これは主に、長期預り保証金が38百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,479百万円となり、前期末に比べ110百万円増加いたしました。

##### （純資産）

当期末における純資産合計は2,524百万円となり、前期末に比べ156百万円減少いたしました。これは主に自己株式が209百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は63.0%（前期末は66.2%）となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当期のキャッシュ・フローにつきましては、現金及び現金同等物が128百万円減少し、期末残高は951百万円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は131百万円（前期は140百万円の獲得）となりました。これは、主として未成工事受入金が263百万円増加したことによるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は9百万円（前期は43百万円の使用）となりました。これは、主として有形固定資産の取得による支出57百万円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は249百万円（前期は34百万円の使用）となりました。これは、主として自己株式の取得による支出209百万円によるものであります。

受注及び販売の実績

a. 建設事業（土木部門、建築部門）

1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

期別	報告セグメント	前期繰越工事高 (千円)	期中受注工事高 (千円)	計(千円)	当期完成工事高 (千円)	次期繰越工事高 (千円)
第65期 自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日	土木部門	1,133,771	3,675,139	4,808,910	3,272,679	1,536,231
	建築部門	642,686	2,714,186	3,356,873	2,193,451	1,163,421
	計	1,776,457	6,389,326	8,165,783	5,466,131	2,699,652
第66期 自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日	土木部門	1,536,231	4,317,686	5,853,917	4,006,748	1,847,169
	建築部門	1,163,421	2,370,480	3,533,902	1,663,330	1,870,572
	計	2,699,652	6,688,166	9,387,819	5,670,078	3,717,741

(注) 前期以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額に増減のあるものについては、当期中受注工事高にその増減額を含めております。したがって、当期完成工事高にもかかる増減額が含まれます。

2) 官公庁、民間別完成工事高

期別	報告セグメント	官公庁(千円)	民間(千円)	合計(千円)
第65期 自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日	土木部門	1,366,349	1,906,329	3,272,679
	建築部門	56,486	2,136,964	2,193,451
	計	1,422,836	4,043,294	5,466,131
第66期 自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日	土木部門	1,785,512	2,221,235	4,006,748
	建築部門	-	1,663,330	1,663,330
	計	1,785,512	3,884,566	5,670,078

(注) 1. 完成した工事のうち請負金額1億円以上の主なものは、次のとおりであります。

第65期に完成した工事のうち主なもの

発注者	工事名	完成年月
滋賀県	国道422号補助道路整備工事	平成31年3月
滋賀県	蒲生日野ライン管路更新工事	平成30年11月
甲賀市	信楽第一汚水幹線整備工事	平成30年8月
甲賀市	公共下水道長野地区管渠整備工事	平成31年1月
栗東市	栗東市学校給食共同調理場建設工事(建築工事)	平成30年8月
トヨタカローラ滋賀(株)	トヨタカローラ滋賀 堅田店新築工事	平成30年9月

第66期に完成した工事のうち主なもの

発注者	工事名	完成年月
滋賀県	金勝川広域河川改修工事	令和2年1月
滋賀県	日野川広域河川改修工事	令和元年7月
滋賀県	中ノ井川単独河川改良工事	令和2年3月
(株)テクノスマート	テクノスマート滋賀工場本館建設工事	令和元年7月
積水化学工業(株)	積水化学工業第2工場PE工場前耐震工事	令和元年7月
J A 栗東市	J A 栗東市金勝支店新築工事	令和2年3月

2. 売上高総額（不動産事業を除く。）に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりであります。

第65期	滋 賀 県	797,011千円（14.6%）
第66期	滋 賀 県	1,414,889千円（25.0%）

3) 工事種類別完成工事高明細表

報告セグメント		第65期 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)		第66期 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)	
		完成工事高 (千円)	構成比(%)	完成工事高 (千円)	構成比(%)
土木部門	上・下水道	645,002	11.8	531,933	9.3
	土地造成	323,375	5.9	627,330	11.1
	道路	593,535	10.9	740,382	13.1
	地盤改良工事	547,496	10.0	371,810	6.6
	その他	1,163,270	21.3	1,735,291	30.6
	計	3,272,679	59.9	4,006,748	70.7
建築部門	事務所・庁舎	227,594	4.2	229,646	4.1
	店舗	361,741	6.6	506,607	8.9
	倉庫・流通施設	70,445	1.3	14,041	0.2
	工場・発電所	999,992	18.3	881,382	15.5
	住宅	248	0.0	16,670	0.3
	医療・福祉施設	203,724	3.7	9,142	0.2
	その他	329,706	6.0	5,839	0.1
	計	2,193,451	40.1	1,663,330	29.3
	合 計	5,466,131	100.0	5,670,078	100.0

b. 不動産事業（不動産部門）

第65期（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）の売上実績  
33,943千円

第66期（自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日）の売上実績  
33,364千円

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当期末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当期の経営成績等は、現場力の強化、経費削減及びリスク管理の強化を重点的に取り組み、競争力を高める努力をしております。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、建設業においては請負契約が主であり、工事受注が大きな割合を占めております。工事受注の増加はもちろんです、早期に受注できるかによっても経営成績が変わりますので重点管理しております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、収益の改善を目標に掲げており、具体的な数値目標はありませんが、売上高営業利益率の向上を目指しております。当期の売上高営業利益率は、1.6%となり前期より0.2ポイント低下いたしました。これは、建設資材の高騰によるものであります。

売上高営業利益率の推移は以下のとおりであります。

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月	令和元年6月	令和2年6月
売上高営業利益率(%)	2.9	1.8	1.0	1.8	1.6

セグメントごとの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(土木部門)

利益率の高い工事の受注に努めたため、当期の売上高営業利益率は1.2%となり前期より0.3ポイント向上いたしました。その結果、土木部門の経営成績は、前期と比較して受注工事高は642百万円、完成工事高は734百万円、セグメント利益は18百万円それぞれ増加いたしました。

(建築部門)

利益率の高い工事の受注に努めたものの、当期の売上高営業利益率は1.7%となり前期より0.7ポイント低下いたしました。その結果、建築部門の経営成績は、前期と比較して受注工事高は343百万円、完成工事高は530百万円、セグメント利益は25百万円それぞれ減少いたしました。

(不動産部門)

当期の売上高営業利益率は42.8%となり、前期より0.9ポイント向上いたしました。その結果、不動産部門の経営成績は、前期と比較して売上高は若干減少いたしました。セグメント利益は若干増加いたしました。

前述の結果、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりとなりました。

また、財政状態についても「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、自己資金を運転資金として活用し、運転資金が不足する場合は、金融機関からの短期借入により資金調達を行っております。借入した資金については、期末までに返済しております。

当社の資金需要は大きく分けて運転資金需要と設備資金需要の二つがあります。

運転資金需要の主なものは、工事の外注費や材料費等の費用、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。また、設備資金需要の主なものは、建設機械等の購入によるものであります。

また、当社は事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、短期運転資金や設備投資の調達は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としております。

さらに、当期に自己株式の取得を実施いたしました。その財源は自己資金を充当いたしました。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

完成工事高の計上は、期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準の適用により収益認識をしております。工事進行基準の適用にあたっては、工事原価総額を基礎として期末までの実際発生原価額に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算定しております。経営者は、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度の見積りに際して、事業環境の状況等も踏まえた合理的な予測・判断を行っていると考えていますが、一定の不確実性が伴うことから、各期の完成工事高に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5【研究開発活動】

当社の研究開発活動としては、主として土木部門において「新工法及び新機械の技術開発」及び既存工法・機械設備の「改良、改善、応用等」を行っております。具体的には、近年の顧客ニーズ、とりわけ環境に配慮した自然にやさしい工法、かつ低コスト工法を模索し、最適工法として新たに導入、また改善し、同業他社との差別化を具現することにより、なお一層の社会的貢献を行うことを最終目的としております。

そのために、当社独自の連続地中壁工法（TRD工法）、地盤改良工法（JST工法）を武器とする地下の基礎分野、環境対策工法、とりわけ省エネルギー対策、建設廃材の削減及びリサイクル化、水質及び法面緑化等各種の建設プロジェクトにおいて、今までに蓄積してきたノウハウをより高度なものへと発展させることを主眼として研究開発活動を行っております。

また、当社では滋賀県内に眠る森林資源の有効活用を図るため、昨今注目されているCLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の研究を進めております。今後はCLTの積極的な利用・展開を促進してまいります。

この目的を達成するための基本活動として、下記の項目を主に取り組んでおります。

- 1) TRD、JST工法における排泥残土の削減研究
- 2) 汚染土壌の調査、研究、対策工法の研究
- 3) 排泥残土のリサイクル工法の導入、研究
- 4) 省エネルギータイプの設備調査及び採用
- 5) 建設廃材の削減とリサイクル化を可能とする仮設材の調査及び採用
- 6) 水質及び土壌の浄化のための低コスト工法の研究
- 7) CLTの導入、研究

なお、当期の研究開発費は5,633千円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当期中に実施した設備投資の総額は41,712千円であり、この主なものは、土木部門に係る機械の取得によるものであります。

#### 2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりです。

(令和2年6月30日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	臨時 従業員数 (人)	
			建物	土地		機械及び装 置 (千円)	その他 (千円)			合計 (千円)
			金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)					
本社 (滋賀県栗東市)	全社共通	営業関係設 備	71,166	(599.40) 2,377.42	12,954	-	28,637	112,758	77	2
本店 (滋賀県甲賀市)	土木部門	"	100,070	6,199.75	52,866	43,686	6,690	203,314	7	7
機材センター (滋賀県栗東市)	土木部門	"	-	3,500.00	65,643	45,607	118	111,370	-	-
資材センター (滋賀県甲賀市)	土木部門	"	-	(6,000.00) 6,000.00	-	139	50	189	-	-
資材置場 (滋賀県甲賀市)	土木部門	"	-	4,200.63	12,386	-	-	12,386	-	-
社員寮 (滋賀県甲賀市)	全社共通	その他設備	622	2,247.40	37,285	-	-	37,907	-	-

(注) 1. 金額は帳簿価額であります。

2. 帳簿価額のうち「その他」には、構築物、車両運搬具、工具器具・備品が含まれております。

3. 土地の面積で( )内は、賃借中のもので内書で表示しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,200,000
計	2,200,000

発行済株式

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和2年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (令和2年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	686,000	686,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)
計	686,000	686,000	-	-

(注) 単元株式数は、100株であります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成30年1月1日 (注)	6,174,000	686,000	-	849,500	-	625,900

(注) 平成29年9月27日開催の第63回定時株主総会決議により、平成30年1月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことによる減少であります。

#### (5)【所有者別状況】

令和2年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	5	65	3	1	523	599	-
所有株式数 (単元)	-	380	11	1,662	19	9	4,768	6,849	1,100
所有株式数の 割合(%)	-	5.55	0.16	24.27	0.28	0.13	69.61	100.00	-

(注) 自己株式91,359株は、「個人その他」に913単元及び「単元未満株式の状況」に59株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和2年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
有限会社東物産	滋賀県栗東市上鉤480番地	88	14.81
三東工業社従業員持株会	滋賀県栗東市上鉤480番地	34	5.84
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	28	4.71
佐藤 兼義	静岡県湖西市	25	4.29
中川 徹	滋賀県草津市	25	4.22
東 一孝	滋賀県甲賀市	18	3.04
大西 藤司	滋賀県甲賀市	16	2.77
太洋基礎工業株式会社	名古屋市中区柳森町107	16	2.69
中川 瑞子	滋賀県草津市	15	2.57
石井 秀明	千葉県柏市	10	1.70
計		277	46.64

(注) 前事業年度末において主要株主であった合同会社M&Sは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和2年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 91,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 593,600	5,936	-
单元未満株式	普通株式 1,100	-	-
発行済株式総数	686,000	-	-
総株主の議決権	-	5,936	-

【自己株式等】

令和2年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社三東工業社	滋賀県甲賀市信楽町 江田610番地	91,300	-	91,300	13.31
計	-	91,300	-	91,300	13.31

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和2年2月13日)での決議状況 (取得期間 令和2年2月14日)	92,000	211,876,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	90,800	209,112,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,200	2,763,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	1.3	1.3
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	1.3	1.3

(注) 東京証券取引所における自己株式立会外取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	91,359	-	91,359	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和2年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

利益配分につきましては、経営成績に応じた配分を基本として、株主の皆様への安定的な利益還元と経営体質の強化を重要な経営方針の一つとして位置づけ、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。配当の決定機関は期末配当を株主総会で決定しております。当期の配当金につきましては、1株につき45円の配当を実施することに決定いたしました。内部留保資金につきましては、長期安定的な経営基盤強化のための原資として有効に活用させていただき営業力の強化と収益力の一層の向上に努めていく所存であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
令和2年9月25日定時株主総会決議	26,758	45

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対処できる経営体制の確立を柱としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいきます。

###### 企業統治の体制

###### 1) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査機能を担う監査等委員に対し、取締役として取締役会の議決権が付与されることで、監査・監督の実効性向上につながることで、また社外役員比率を高めることにより、更なるコーポレート・ガバナンスの充実並びに企業価値の向上を図ることを目的としたものであります。

###### a. 取締役会

「取締役会」は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）3名で構成し、経営判断等の重要事項の意思決定及び業務執行を監督する機関と位置づけ、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時の取締役会を開催いたします。

###### b. 監査等委員会

「監査等委員会」は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成し、内部統制システムを利用することで、取締役の職務執行及びその他グループ経営全般の職務執行状況について、実効的な監査を行います。原則として月1回定例監査等委員会を開催することとし、また必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。

なお、監査等委員会の監査・監督機能強化のため、常勤監査等委員1名を選定し、情報収集の強化・監査環境の整備に努めます。また、社外取締役である監査等委員には、企業経営の専門家（中小企業診断士・経営コンサルタント）及び財務・会計、税務の専門家（公認会計士・税理士）を選任しています。

###### c. 指名委員会・報酬委員会

「指名委員会」及び「報酬委員会」は、4名以上の取締役で構成（その半数以上は社外取締役）し、取締役会の任意の諮問機関として、取締役等の指名や報酬等に関する意思決定に際して、社外取締役の関与・助言の機会を適切な確保と、これらの事項に関するプロセスの透明性の向上を図ります。

###### d. マネジメント会議

「マネジメント会議」は、取締役、執行役員、部長が出席し、主として各事業の業務執行状況の監督を行っており、毎月1回開催いたします。

###### e. 会計監査人

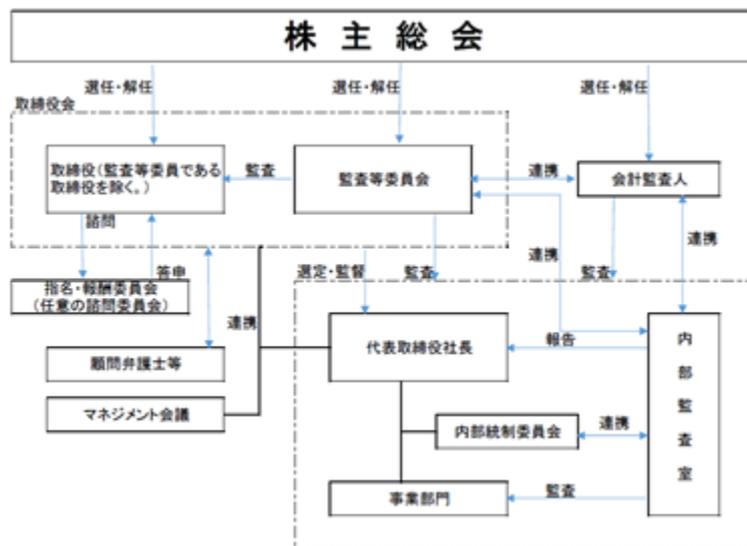
会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、重要な会計的課題に関しましては、随時相談するとともに、適正な会計監査を受けております。

設置機関の構成は次のとおりです。

役職	氏名	取締役会	監査等委員会	指名委員会・報酬委員会	マネジメント会議
代表取締役社長	奥田 克実				
代表取締役	細川 礼昭				
取締役	中村 幸治				
取締役（常勤監査等委員）	奥村 敏朗				
取締役（監査等委員）	山本 泰造				
取締役（監査等委員）	津田 穂積				
執行役員	矢森 貞行				
執行役員	山本 喜彦				
執行役員	田中 久雄				
執行役員	菱田 幹宏				

(注) 機関の長 機関の構成員

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。



2) 内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会において決議し、これに基づき、内部統制システムの整備・運用・継続的な改善に取り組んでいます。決議内容は、以下のとおりであります。

- a. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
当社は、取締役および従業員等に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役自らが種々の機会を通じて企業理念を従業員等に伝えることにより、法令および定款を遵守した行動が可能な経営体制の確立に努め、不祥事の未然防止を行います。  
また、コンプライアンス体制構築の環境整備として、適宜従業員等への教育も実施しております。  
さらに、重要な法務問題およびコンプライアンスの取組みに関する事項については、社外の顧問弁護士と適宜協議し指導を受けております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社は、文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存方法、保存期間を定めております。  
また、文書その他の情報は、規程に従って適切に保存、管理、および廃棄を実施するとともに、当該文書については取締役（監査等委員を含む）はこれらを閲覧できるものとしております。  
さらに、情報の管理については情報セキュリティに関するガイドラインを定め、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（工期の遅延、適切な組織対応、代金回収等）および情報セキュリティに係るリスクについては、全社的に規則、ガイドラインの制定、教育・訓練の実施を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、総務部が行うものとしております。  
また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回以上開催し、必要に応じて臨時に開催しております。また、取締役会の決定事項に当たっては、取締役が役割分担を行い効率的な業務執行を行うものとしております。
- e. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社の代表取締役は、子会社の関連書類等の精査・分析等を行った上で、当社のマネジメント会議において、当社指定の報告書様式により、定期的（月1回）に報告を行っております。
- f. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
現在当社には、監査等委員会の職務を補助する従業員は置いていませんが、監査等委員会から要望があった場合には、内部監査規程に基づき人員を配置することとしております。  
また、その職務の内容は次のとおりであります。
  - a) 監査等委員会議事録作成
  - b) 資料の提供および調査
  - c) その他事務連絡

- g. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき従業員の指揮命令については、監査等委員会が直接行います。また、補助すべき従業員の人事考課および異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとしております。
- h. 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
重要事項については、監査等委員が出席する取締役会、営業会議、マネジメント会議にて報告しております。また、その他の主要な会議においても適宜報告しております。さらに、監査等委員会へ報告を行った取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役および従業員に周知徹底しております。
- i. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行について当社に対して前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとしております。
- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監査を行い、社内の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役にその説明を求めることとしております。また、適宜意見交換の場を持ちそれらを当社の経営に反映できる体制を整備しております。  
さらに、監査等委員会は、当社の会計監査人から監査の方法・結果等について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

### 3) リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会の他、個別経営課題の協議の場として取締役により構成する幹部会議を適時開催しリスクの予防・管理を図りました。また、各部門会議を月1回開催し、その会議に担当取締役も出席し、リスクの予防・管理について伝達し周知・徹底いたしました。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の代表取締役は、子会社の関連書類等の精査・分析等を行った上で、当社のマネジメント会議において、当社指定の報告書様式により、定期的（月1回）に報告を行っております。

責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

解任決議については、定款に定めておりませんので、会社法の定めによります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本政策を機動的に遂行することを目的とするものであります。

（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしている環境を整備することを目的とするものであります。

（中間配当）

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	奥田 克実	昭和24年12月11日生	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 株式会社PJ 代表取締役 平成16年8月 当社入社 営業部長 平成17年9月 当社取締役営業部門長 平成19年9月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	7
代表取締役 専務執行役員 土木部門統括本部長	細川 礼昭	昭和32年9月3日生	昭和51年4月 三幸建設株式会社入社 昭和60年7月 当社入社 平成20年4月 当社営業部長 平成28年9月 当社取締役営業部長 平成28年9月 株式会社古澤建設取締役(現任) 平成29年4月 当社常務取締役 令和元年6月 当社専務取締役 令和元年9月 当社代表取締役専務 令和2年9月 当社代表取締役(現任) 令和2年9月 当社専務執行役員(現任) 令和2年9月 当社土木部門統括本部長(現任)	(注)4	7
取締役 専務執行役員 建築部門統括本部長	中村 幸治	昭和43年12月5日生	平成2年4月 当社入社 平成18年2月 当社建築部門長 平成20年5月 当社執行役員建築事業部長 平成21年9月 当社取締役建築事業部長 平成25年7月 当社取締役建築事業本部長 令和元年6月 当社常務取締役建築事業本部長 令和2年9月 当社取締役(現任) 令和2年9月 当社専務執行役員(現任) 令和2年9月 当社建築部門統括本部長(現任)	(注)4	5
取締役 (監査等委員)	奥村 敏朗	昭和23年1月15日生	昭和46年4月 鹿島建設株式会社入社 平成6年4月 同社東京支店支店長室次長 平成11年4月 同社東京支店法務部長 平成14年1月 同社土木営業本部営業部長 平成24年7月 当社入社 平成24年9月 当社取締役副社長 平成28年9月 当社取締役(監査等委員)(現任) 平成28年9月 株式会社古澤建設監査役(現任)	(注)5	6
取締役 (監査等委員)	山本 泰造	昭和29年12月3日生	昭和52年4月 株式会社滋賀銀行入行 平成3年4月 中小企業診断士登録完了 平成19年10月 株式会社滋賀銀行営業統轄部参事役 平成21年6月 株式会社しがぎん経済文化センター 常務取締役 平成27年6月 同社退任 平成27年9月 当社社外取締役 平成28年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年4月 公益財団法人深尾理工教育振興財団 常務理事(現任)	(注)5	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	津田 穂積	昭和43年10月9日生	平成3年4月 神戸ケナメタル株式会社入社 平成8年10月 中央監査法人京都事務所入所 平成16年7月 津田公認会計士事務所設立(所長)(現任) 平成16年8月 税理士登録完了 平成16年9月 当社社外監査役 平成17年6月 京都機械工具株式会社社外監査役 平成27年6月 同社社外取締役 平成28年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 平成29年6月 京都機械工具株式会社社外取締役 (監査等委員)(現任)	(注)5	3
計					31

- (注) 1. 奥村敏朗は、常勤の監査等委員であります。  
2. 所有株式数は千株未満を切り捨て表示しております。  
3. 取締役 山本泰造、津田穂積は、社外取締役であります。  
4. 令和2年9月開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
5. 令和2年9月開催の定時株主総会の終結の時から2年間  
6. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、戦略的かつ機動的に意思決定を行うため執行役員制度を導入しております。

なお、取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

執行役員 矢森 貞行、山本 喜彦、田中 久雄、菱田 幹宏

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役の山本泰造氏は、公益財団法人深尾理工教育振興財団の常務理事を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役の津田穂積氏は、京都機械工具株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

社外取締役による当社株式保有状況は、役員一覧に記載しております。その他当社と社外取締役との間には特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役である山本泰造氏及び津田穂積氏の2名を東京証券取引所の上場規則で定める独立役員として指定しています。社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、各々の専門分野や会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視したうえで、東京証券取引所ので定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員として指定しております。

#### 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、社外取締役は、毎月開催される定時取締役会及び都度開催される臨時取締役会並びに各種の重要会議への出席を通じ、内部監査、監査等委員監査及び会計監査の監査状況について、必要に応じて意見の交換を行うよう相互連携を図っております。また、取締役会及び監査等委員会では、審議事項について社外取締役に補足説明が必要な場合は、事前に説明を行うとともに、各社外取締役の専門分野については事前に相談し、審議内容に意見を反映することなどに努めています。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員2名の3名体制で構成しております。監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、業務執行状況の適切な監視に努めるとともに、遵法状況の確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況の確認を通じて、取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査いたします。

なお、常勤の監査等委員である取締役の奥村敏朗氏は、鹿島建設株式会社に長年勤めており、その経験や実績、知識等から企業法務及び企業財務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である社外取締役の山本泰造氏は、中小企業診断士の資格を有し、経営コンサルタントとしての経験や実績、知識等から企業経営に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である社外取締役の津田穂積氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査等委員会を年12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
奥村 敏朗	12	12
山本 泰造	12	12
津田 穂積	12	12

監査等委員会における主な活動内容として、会社業務全般にわたり、適法適正に行われているかどうかを調査し、また経営戦略等に従って業務執行者がパフォーマンスを上げているかという業績の評価も実施しております。

また、常勤監査等委員の活動として、経営全般・取締役業務執行・親・子会社内部統制システムの構築・運用を日常的に監査・監督しております。

## 内部監査の状況

内部監査におきましては、内部監査室を設置（内部監査員1名を選任）し、業務執行が経営方針、関係法令、社内規程に準拠して適法かつ適正、合理的に行われているかを監査し、その結果を監査等委員会及び会計監査人に報告しております。

監査等委員会及び内部監査室は、四半期毎に実施する監査報告会にて、会計監査人から報告を受けるほか、必要に応じて随時、監査に関する情報交換を行うこととしております。また、監査等委員会は、内部監査室から監査計画や監査報告を受けるほか、定期的に情報交換や意見交換を行うこととしております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称 ひかり監査法人

b. 継続監査期間 14年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 公認会計士 光 田 周 史

指定社員・業務執行社員 公認会計士 伊 藤 玲 司

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、その他 1名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は職務の実施状況、監査体制の相当性、監査方法、品質の適切性、独立性等を総合的に勘案し監査法人を選定する方針としております。ひかり監査法人は、本方針に照らして適切であると判断したため、当社の監査法人として選定しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。上記の方針に基づく監査法人についての評価項目を設定し、それらの項目ごとの評価により監査法人の適正性・相当性の有無を確認しております。

g. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
14,500	-	14,500	-

b. 監査公認会計士等の同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要な監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査等委員会による同意を得て公正妥当な監査報酬を決定することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人に対する報酬等につき、上記監査報酬の決定方針との適合性、監査業務内容、世間相場等を考慮し、妥当であると判断しており、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、平成28年9月27日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を1億2千万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3千万円以内と決議いただいております。

また、当社は、令和2年9月25日開催の第66回定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額2千万円以内、監査等委員である取締役は年額1千万円以内と決議いただいております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、任意の諮問機関である報酬委員会が、取締役会の諮問を受け、限度額の範囲内で各人の職務・業績・能力を勘案し総合的な判断を行い、取締役会へ答申いたします。取締役会は答申を受け、内容を協議のうえ、決定の全部を代表取締役社長に一任することを決議いたします。

監査等委員である取締役の報酬等は、限度額の範囲内にて監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当事業年度に任意の諮問機関である報酬委員会を1回開催し、役員の報酬に関し審議を行い、その結果を取締役会へ答申いたしました。取締役会は答申を受け、内容を協議のうえ、代表取締役社長に一任することを決議いたしました。

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合は、当該期の業績や財務状態を勘案して決定しております。業績連動報酬は、毎年の業績や財務状態に応じて支給される「賞与」となります。

業績連動報酬に掛かる指標は、売上高及び各段階利益等の業績であり、当該指標を選択した理由は、成し遂げられた成果に対して報酬を支払うという業績連動報酬の考え方に沿った指標と判断しております。業績連動報酬の額の決定方法は、業績への貢献度や戦略課題の達成度等を勘案し、職務内容等も加味したうえで総合的な判断を行い決定しております。

なお、評価指標の目標値については、具体的な値を設定しておりません。これは、評価指標の目標値を達成するため、将来の成長のための先行投資や、課題解決に向けた活動等の実施が過度に抑制されることにならないようにするためであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く）	42,301	34,451	7,850	-	7
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	14,075	13,025	1,050	-	1
社外役員	14,300	13,200	1,100	-	2

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取引関係の強化のため、株式を保有しております。

当社の資本コストを踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証したうえで保有の合理性について毎年審議を行い、保有の合理性が無くなったら速やかに売却を行います。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	3,000
非上場株式以外の株式	5	176,888

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	8,795

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
太洋基礎工業(株)	20,000	20,000	当社と同じ地盤改良工事を行う会社であり、地盤改良工事の発注動向、技術等の情報交換を通じ、同社との良好な関係の維持強化を図るため政策的に保有しております。	有
	111,800	110,800		
(株)滋賀銀行	23,850	23,850	当社の主要取引金融機関であり、資金調達や営業情報を通じ、同社との良好な関係の維持強化を図るため政策的に保有しております。	有
	57,001	59,648		
(株)関西みらいフィナンシャルグループ	12,000	12,000	営業地域内の不動産開発案件等における連携関係を強化するために保有しております。	無
	4,848	8,280		
(株)王将フードサービス	-	1,100	郊外型店舗建設に関する情報収集の観点から保有しておりましたが、保有意義が薄れたため、売却いたしました。	無
	-	6,941		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,200	6,200	営業地域内の不動産開発案件等における連携関係を強化するために保有しております。	無
	2,613	3,174		
スギホールディングス(株)	-	286	郊外型店舗建設に関する情報収集の観点から保有しておりましたが、保有意義が薄れたため、売却いたしました。	無
	-	1,455		
(株)りそなホールディングス	1,699	1,699	営業地域内の不動産開発案件等における連携関係を強化するために保有しております。	無
	625	762		

(注) 特定投資株式における個別銘柄ごとの定量的な保有効果につきましては、記載が困難であるため、記載しておりません。保有の合理性につきましては、毎年度、個別銘柄ごとに、保有意義、株式保有に伴うコストやリスク、経済合理性等を総合的に検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により、作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期事業年度（令和元年7月1日から令和2年6月30日まで）の財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的な内容として、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更について適切に対応することができる体制を整備するために、適宜開催されるセミナー等に参加しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金預金	1,379,262	1,251,186
受取手形	207,551	276,954
電子記録債権	-	136,904
完成工事未収入金	1,087,133	1,013,586
販売用不動産	202,336	202,336
材料貯蔵品	935	965
立替金	32,023	5,921
未収入金	1,360	25,705
その他	44,095	33,841
流動資産合計	2,954,699	2,947,401
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,629,160	1,647,969
減価償却累計額	2,432,724	2,448,764
建物(純額)	196,435	199,205
構築物	55,033	77,883
減価償却累計額	44,521	49,933
構築物(純額)	10,511	27,950
機械及び装置	962,437	973,347
減価償却累計額	869,489	883,912
機械及び装置(純額)	92,947	89,434
車両運搬具	66,373	66,373
減価償却累計額	46,528	56,485
車両運搬具(純額)	19,845	9,888
工具器具・備品	116,839	117,739
減価償却累計額	98,784	100,531
工具器具・備品(純額)	18,055	17,207
土地	1,384,432	1,391,314
建設仮勘定	39,409	-
有形固定資産合計	761,636	734,999
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	3,667	3,966
電話加入権	2,796	2,796
借地権	17,582	16,362
無形固定資産合計	24,046	23,126

(単位：千円)

	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	194,062	179,888
関係会社株式	68,500	68,500
出資金	1,050	1,050
破産更生債権等	17,618	17,618
長期前払費用	6,525	5,008
会員権	43,310	18,380
その他	25,510	30,705
貸倒引当金	47,628	22,698
投資その他の資産合計	308,948	298,452
固定資産合計	1,094,631	1,056,578
資産合計	4,049,330	4,003,979
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	186,128	323,255
工事未払金	791,653	527,264
リース債務	6,632	2,634
未払金	71,803	16,312
未払費用	25,289	27,945
未払法人税等	22,820	58,252
未払消費税等	24,561	9,506
未成工事受入金	157,282	420,450
預り金	39,386	27,980
完成工事補償引当金	17,800	6,400
流動負債合計	1,343,359	1,420,001
<b>固定負債</b>		
長期預り保証金	11,590	49,984
長期預り敷金	3,000	3,000
リース債務	2,634	-
繰延税金負債	8,202	6,775
固定負債合計	25,427	59,759
負債合計	1,368,787	1,479,761

(単位：千円)

	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	849,500	849,500
資本剰余金		
資本準備金	625,900	625,900
資本剰余金合計	625,900	625,900
利益剰余金		
利益準備金	188,250	188,250
その他利益剰余金		
別途積立金	850,000	900,000
繰越利益剰余金	111,358	124,119
利益剰余金合計	1,149,608	1,212,369
自己株式	801	209,913
株主資本合計	2,624,207	2,477,856
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	56,336	46,362
評価・換算差額等合計	56,336	46,362
純資産合計	2,680,543	2,524,218
負債純資産合計	4,049,330	4,003,979

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
売上高		
完成工事高	5,466,131	5,670,078
不動産事業等売上高	33,943	33,364
売上高合計	5,500,074	5,703,442
売上原価		
完成工事原価	4,997,914	5,208,825
不動産事業等売上原価	819,739	19,093
売上原価合計	5,017,653	5,227,918
売上総利益		
完成工事総利益	468,216	461,252
不動産事業等総利益	14,204	14,270
売上総利益合計	482,420	475,523
販売費及び一般管理費		
役員報酬	61,200	70,676
従業員給料手当	134,782	118,715
退職給付費用	2,756	2,418
法定福利費	26,167	22,879
福利厚生費	14,782	17,308
修繕維持費	1,541	653
事務用品費	2,752	2,286
通信交通費	26,648	23,891
動力用水光熱費	1,734	1,776
調査研究費	27,338	25,633
広告宣伝費	3,341	5,481
貸倒引当金繰入額	12,600	-
交際費	10,868	11,662
寄付金	535	481
地代家賃	5,220	5,650
減価償却費	20,579	18,066
租税公課	17,578	19,856
保険料	3,588	3,604
雑費	56,295	53,383
販売費及び一般管理費合計	385,111	384,426
営業利益	97,309	91,097

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
<b>営業外収益</b>		
受取利息	2,002	348
受取配当金	3,865	3,637
経営指導料	1 19,442	1 18,238
雑収入	6,383	669
営業外収益合計	31,694	22,893
<b>営業外費用</b>		
支払利息	909	1,445
支払保証料	1,842	1,594
雑損失	128	-
営業外費用合計	2,879	3,040
経常利益	126,124	110,950
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	-	3 7,461
受取損害金	-	4 43,097
特別利益合計	-	50,559
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	5 1,080	5 2,024
固定資産除却損	6 4,863	6 202
災害による損失	7 24,000	-
特別損失合計	29,943	2,226
税引前当期純利益	96,181	159,282
法人税、住民税及び事業税	23,582	60,811
法人税等調整額	17,590	1,438
法人税等合計	41,173	62,249
当期純利益	55,007	97,033

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)		当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		546,187	10.9	660,084	12.7
労務費		225,787	4.5	184,029	3.5
外注費		3,238,305	64.8	3,353,756	64.4
経費		987,633	19.8	1,010,955	19.4
(うち人件費)		(359,515)	(7.2)	(442,332)	(8.5)
計		4,997,914	100.0	5,208,825	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	849,500	625,900	625,900	188,250	800,000	133,768	1,122,018
当期変動額							
別途積立金の積立					50,000	50,000	-
剰余金の配当						27,417	27,417
当期純利益						55,007	55,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	50,000	22,409	27,590
当期末残高	849,500	625,900	625,900	188,250	850,000	111,358	1,149,608

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	801	2,596,617	90,138	90,138	2,686,756
当期変動額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		27,417			27,417
当期純利益		55,007			55,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			33,802	33,802	33,802
当期変動額合計	-	27,590	33,802	33,802	6,212
当期末残高	801	2,624,207	56,336	56,336	2,680,543

当事業年度（自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
				別途積立金			
当期首残高	849,500	625,900	625,900	188,250	850,000	111,358	1,149,608
当期変動額							
別途積立金の積立					50,000	50,000	-
剰余金の配当						34,272	34,272
当期純利益						97,033	97,033
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	50,000	12,761	62,761
当期末残高	849,500	625,900	625,900	188,250	900,000	124,119	1,212,369

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	801	2,624,207	56,336	56,336	2,680,543
当期変動額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		34,272			34,272
当期純利益		97,033			97,033
自己株式の取得	209,112	209,112			209,112
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			9,974	9,974	9,974
当期変動額合計	209,112	146,351	9,974	9,974	156,325
当期末残高	209,913	2,477,856	46,362	46,362	2,524,218

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	96,181	159,282
減価償却費	59,869	57,196
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	4,600	11,400
貸倒引当金の増減額（は減少）	12,600	-
受取利息及び受取配当金	5,868	3,985
支払利息	909	1,445
固定資産売却損益（は益）	1,080	2,024
固定資産除却損	4,863	202
投資有価証券売却損益（は益）	-	7,461
受取損害金	-	43,097
販売用不動産評価損	4,560	-
売上債権の増減額（は増加）	181,484	132,760
その他のたな卸資産の増減額（は増加）	87	30
未払消費税等の増減額（は減少）	6,809	15,050
仕入債務の増減額（は減少）	14,317	127,226
未払金の増減額（は減少）	36,097	36,881
未成工事受入金の増減額（は減少）	36,339	263,167
その他の流動資産の増減額（は増加）	73,745	2,011
その他の流動負債の増減額（は減少）	24,501	9,116
長期前払費用の増減額（は増加）	1,250	-
その他	4,638	5,149
小計	148,920	111,405
利息及び配当金の受取額	5,868	3,985
利息の支払額	909	1,445
法人税等の支払額	13,176	25,379
損害金の受取額	-	43,097
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,703	131,663
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	300,124	300,126
定期預金の払戻による収入	350,123	300,124
有形固定資産の取得による支出	66,594	57,605
有形固定資産の売却による収入	1,120	11,363
無形固定資産の取得による支出	-	2,800
関係会社株式の取得による支出	16,000	-
投資有価証券の売却による収入	-	8,745
関係会社貸付けによる支出	40,000	30,000
関係会社貸付金の回収による収入	50,000	40,000
その他	22,000	20,527
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,475	9,771

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	400,000	600,000
短期借入金の返済による支出	400,000	600,000
自己株式の取得による支出	-	209,112
配当金の支払額	27,369	34,225
リース債務の返済による支出	6,632	6,632
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,002	249,970
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	63,225	128,078
現金及び現金同等物の期首残高	1,015,912	1,079,137
現金及び現金同等物の期末残高	1,079,137	951,059

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

材料貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

主な耐用年数

建 物 7～50年

機械及び装置 2～7年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に関する契約不適合及びアフターサービス等の費用に充てるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606 )を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準( IFRS )においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準の整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

令和4年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が平成15年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

令和3年6月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

令和3年6月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、工事進行基準の見積り等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響は、事業セグメントによってその影響や程度が異なるものの、営業収益減少等の影響がある事業については、概ね1～2年程度で回復する仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
土地	95,183千円	95,183千円
建物	75,257	69,810
計	170,440	164,993
上記に対応する債務		
	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
	- 千円	- 千円

2 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

## (損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
関係会社からの経営指導料	19,442千円	18,238千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
研究開発費	7,338千円	5,633千円

3 投資有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
(株)王将フードサービス	- 千円	6,073千円
スギホールディングス(株)	-	1,388
計	-	7,461

4 平成30年の台風21号で発生した当社TRD機水没に関する損害金を受領いたしました。

5 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
機械及び装置	1,080千円	- 千円
車両運搬具	-	2,024
計	1,080	2,024

6 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
建物	2,182千円	- 千円
構築物	627	-
機械及び装置	2,015	202
工具器具・備品	38	-
計	4,863	202

7 災害による損失

台風21号による損失額を計上しており、その内容は機械及び装置の原状回復費用であります。

8 期末における販売用不動産の残高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の販売用不動産評価損が不動産事業売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
	4,560千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	686,000	-	-	686,000
合計	686,000	-	-	686,000
自己株式				
普通株式	559	-	-	559
合計	559	-	-	559

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年9月27日 定時株主総会	普通株式	27,417	40	平成30年6月30日	平成30年9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年9月26日 定時株主総会	普通株式	34,272	利益剰余金	50	令和元年6月30日	令和元年9月27日

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	686,000	-	-	686,000
合計	686,000	-	-	686,000
自己株式				
普通株式(注)	559	90,800	-	91,359
合計	559	90,800	-	91,359

(注) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の増加90,800株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成元年9月26日 定時株主総会	普通株式	34,272	50	平成元年6月30日	平成元年9月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年9月25日 定時株主総会	普通株式	26,758	利益剰余金	45	令和2年6月30日	令和2年9月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
現金預金勘定	1,379,262千円	1,251,186千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	300,124	300,126
現金及び現金同等物	1,079,137	951,059

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定しております。また資金調達については、銀行借入による方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

営業債務の「流動性リスク」の管理体制

各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前事業年度（令和元年6月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金預金	1,379,262	1,379,262	-
(2) 受取手形	207,551	207,551	-
(3) 完成工事未収入金	1,087,133	1,087,133	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	191,062	191,062	-
資産計	2,865,010	2,865,010	-
(1) 支払手形	186,128	186,128	-
(2) 工事未払金	791,653	791,653	-
負債計	977,781	977,781	-

当事業年度（令和2年6月30日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金預金	1,251,186	1,251,186	-
(2) 受取手形	276,954	276,954	-
(3) 電子記録債権	136,904	136,904	-
(4) 完成工事未収入金	1,013,586	1,013,586	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	176,888	176,888	-
資産計	2,855,519	2,855,519	-
(1) 支払手形	323,255	323,255	-
(2) 工事未払金	527,264	527,264	-
負債計	850,519	850,519	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金預金 (2) 受取手形 (3) 電子記録債権 (4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価額によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 支払手形 (2) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
非上場株式	3,000	3,000
関係会社株式	68,500	68,500

- (1) 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。
- (2) 関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(令和元年6月30日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
(1) 現金預金	1,379,262	-	-
(2) 受取手形	207,551	-	-
(3) 完成工事未収入金	1,087,133	-	-
合計	2,673,947	-	-

当事業年度(令和2年6月30日)

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)
(1) 現金預金	1,251,186	-	-
(2) 受取手形	276,954	-	-
(3) 電子記録債権	136,904	-	-
(4) 完成工事未収入金	1,013,586	-	-
合計	2,678,631	-	-

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券  
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券  
該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式68,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式68,500千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

前事業年度(令和元年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	123,133	41,899	81,234
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	123,133	41,899	81,234
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	67,928	68,122	193
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	67,928	68,122	193
合計		191,062	110,021	81,040

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（令和2年6月30日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	114,413	39,892	74,521
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	114,413	39,892	74,521
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	62,474	68,795	6,320
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	62,474	68,795	6,320
合計		176,888	108,687	68,200

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	8,795	7,461	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	8,795	7,461	-

6. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しています。

「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた中小企業退職金共済制度に加入し、退職給付費用の全額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ掛金として拠出しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)12,236千円、当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)12,507千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	14,507千円	6,913千円
繰越欠損金	1,831	-
ゴルフ会員権評価損	5,251	12,844
投資有価証券評価損	3,363	3,137
販売用不動産評価損	9,874	9,874
減損損失	14,879	13,886
完成工事補償引当金	5,421	1,949
その他	9,948	13,904
繰延税金資産小計	65,078	62,511
評価性引当額	48,576	47,448
繰延税金資産合計	16,501	15,063
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	24,704	21,838
繰延税金負債合計	24,704	21,838
繰延税金資産(負債)の純額	8,202	6,775

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和元年6月30日)	当事業年度 (令和2年6月30日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.13%	5.05%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.24%	0.14%
住民税均等割	7.33%	4.50%
評価性引当額	0.15%	0.71%
その他	0.02%	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.81%	39.08%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、滋賀県甲賀市及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。令和元年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は10,712千円(益)であります。令和2年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,127千円(益)であります。

(2)賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
貸借対照表計上額		
期首残高	255,515	290,175
期中増減額	34,660	8,327
期末残高	290,175	281,848
期末時価	316,895	306,512

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加額は建設中の賃貸用建物(39,409千円)であります。

3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主として公共工事を中心とした土木工事全般に関する事業と民間工事を中心とした建築工事全般に関する事業を営んでおります。また、不動産事業は不動産の売買に関する事業を行っております。

当社は、受注・請負体制を基礎とした事業分野別のセグメントから構成されており、一般土木、舗装、地下技術等の「土木部門」、「建築部門」及び「不動産部門」の3つを報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	土木部門	建築部門	不動産部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,272,679	2,193,451	33,943	5,500,074	-	5,500,074
セグメント間の内部 売上高又は振替額	-	-	-	-	-	-
計	3,272,679	2,193,451	33,943	5,500,074	-	5,500,074
セグメント利益	30,441	52,663	14,204	97,309	-	97,309
セグメント資産	906,974	517,927	260,382	1,685,284	2,364,046	4,049,330
その他の項目						
減価償却費	25,118	200	1,747	27,066	32,802	59,869
有形固定資産及び無 形固定資産の増加	37,650	499	39,409	77,558	12,533	90,092

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額2,038,075千円は、当社の余資運用資金（現金預金及び有価証券）、土地、投資有価証券等であります。

(2) その他の項目の減価償却費の調整額32,802千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加の調整額12,533千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

2. セグメント利益の金額の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載しておりません。

当事業年度（自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	土木部門	建築部門	不動産部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,006,748	1,663,330	33,364	5,703,442	-	5,703,442
セグメント間の内部 売上高又は振替額	-	-	-	-	-	-
計	4,006,748	1,663,330	33,364	5,703,442	-	5,703,442
セグメント利益	49,308	27,517	14,270	91,097	-	91,097
セグメント資産	1,324,920	202,295	438,688	1,965,903	2,038,075	4,003,979
その他の項目						
減価償却費	40,940	9,544	6,711	57,196	-	57,196
有形固定資産及び無 形固定資産の増加	13,900	2,300	41,659	57,859	23,262	81,122

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント資産の調整額2,038,075千円は、当社の余資運用資金（現金預金及び有価証券）、土地、投資有価証券等であります。
  - (2) 有形固定資産及び無形固定資産の増加の調整額23,262千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。
  - (3) セグメントに関する固定資産の配分基準と関連する減価償却費の配分基準が異なっております。
2. セグメント利益の金額の合計額は、損益計算書の営業利益と一致しております。
3. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	土木部門	建築部門	不動産部門	計
売上高				
外部顧客への売上高	3,272,679	2,193,451	33,943	5,500,074

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)	関連するセグメント
滋賀県	797,011	土木部門

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

	土木部門	建築部門	不動産部門	計
売上高				
外部顧客への売上高	4,006,748	1,663,330	33,364	5,703,442

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)	関連するセグメント
滋賀県	1,414,889	土木部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前事業年度（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（法人）	Unearth International Limited	Seychelles, Mahe, Victoria	-	経営コンサルティング等	-	-	自己株式の取得	209,112	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 自己株式の取得は、令和2年2月13日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得したものです。また当該譲渡に伴いUnearth International Limitedは当社の関連当事者ではなくなっております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社古澤建設	滋賀県東近江市	40	建設業	所有 直接80%	資金の援助 経営指導 役員の兼任	資金の貸付	40,000	その他の流動資産	40,000
							資金の回収	50,000	-	-
							利息の受取	400	-	-
							経営指導料の受取	19,442	-	-

当事業年度（自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社古澤建設	滋賀県東近江市	40	建設業	所有 直接80%	資金の援助 経営指導 役員の兼任	資金の貸付	30,000	その他の流動資産	30,000
							資金の回収	40,000	-	-
							利息の受取	315	-	-
							経営指導料の受取	18,238	-	-

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (2) 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
1株当たり純資産額	3,910円68銭	4,244円94銭
1株当たり当期純利益金額	80円25銭	149円83銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日)	当事業年度 (自 令和元年7月1日 至 令和2年6月30日)
当期純利益金額(千円)	55,007	97,033
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	55,007	97,033
普通株式の期中平均株式数(株)	685,441	647,608

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	629,160	18,809	-	647,969	448,764	16,039	199,205
構築物	55,033	22,850	-	77,883	49,933	5,411	27,950
機械及び装置	962,437	13,900	2,990	973,347	883,912	17,210	89,434
車両運搬具	66,373	14,981	14,981	66,373	56,485	11,550	9,888
工具器具・備品	116,839	900	-	117,739	100,531	1,747	17,207
土地	384,432	6,881	-	391,314	-	-	391,314
建設仮勘定	39,409	-	39,409	-	-	-	-
有形固定資産計	2,253,685	78,322	57,380	2,274,626	1,539,627	51,959	734,999
無形固定資産							
ソフトウェア	18,674	2,800	-	21,474	17,507	2,500	3,966
電話加入権	2,796	-	-	2,796	-	-	2,796
借地権	24,391	-	-	24,391	8,028	1,219	16,362
無形固定資産計	45,862	2,800	-	48,662	25,536	3,720	23,126
長期前払費用	13,450	-	-	13,450	8,441	1,516	5,008

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	ローソン信楽勅旨店 建屋	18,809 千円
構築物	ローソン信楽勅旨店 入口新設舗装外構	20,600
機械及び装置	油圧ショベル	13,900
車両運搬具	営業車	14,981

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	営業車	14,981 千円
建設仮勘定	ローソン信楽勅旨店	39,409

3. 当期末減価償却累計額又は償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

財務諸表等規則第125条の規定に基づき記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	47,628	-	-	24,930	22,698
完成工事補償引当金	17,800	6,400	3,138	14,661	6,400

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、債権の回収見込がないと判断した金額を、当期において債権と直接相殺したものであります。

2. 完成工事補償引当金の当期減少額(その他)は、洗替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	408
預金	
当座預金	557,673
普通預金	392,344
定期預金	300,126
別段預金	633
小計	1,250,777
合計	1,251,186

2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)フジタ	169,900
大鉄工業(株)	53,249
(株)明豊建設	26,249
大成建設(株)	14,500
成幸利根(株)	6,865
(株)タカコ	6,191
合計	276,954

(ロ) 決済月別内訳

決済月	金額(千円)
令和2年 7月	78,160
8月	78,219
9月	77,101
10月以降	43,474
合計	276,954

3) 電子記録債権  
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)テクノスマート	87,747
(株)長谷工コーポレーション	21,770
(株)明豊建設	17,234
飛島建設(株)	9,364
ジェコス(株)	789
合計	136,904

(ロ) 決済月別内訳

決済月	金額(千円)
令和2年 7月	17,564
8月	102,105
9月	-
10月以降	17,234
合計	136,904

4) 完成工事未収入金  
(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
積水化学工業(株)	368,429
スズキ(株)	144,512
滋賀県	106,201
TOTO(株)	94,002
(株)フジタ	85,808
その他	214,631
合計	1,013,586

(ロ) 滞留状況

令和2年6月期計上額	1,010,555	千円
令和元年6月期以前計上額	3,030	千円
計	1,013,586	千円

5) 販売用不動産

内訳	面積(㎡)	金額(千円)
滋賀県甲賀市 (販売用土地)	6,783.07	27,897
滋賀県栗東市 (販売用土地)	1,389.30	137,439
滋賀県守山市 (販売用土地)	1,645.00	37,000
合計	9,817.37	202,336

6) 材料貯蔵品

品目	金額(千円)
事務用品	965
合計	965

7) 投資有価証券

区分	金額(千円)
株式	179,888
合計	179,888

8) 破産更生債権等

相手先	金額(千円)
(株)香山組	8,322
片岡康仁	3,878
(株)トピックス	3,720
その他	1,697
合計	17,618

負債の部

1) 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
山崎建設(株)	120,260
谷村実業(株)	35,960
ア・ア・ンコーポレーション(株)	26,290
前田工業(株)	23,190
西村建設(株)	20,790
その他	96,765
合計	323,255

(ロ) 決済月別内訳

決済月	金額(千円)
令和2年 7月	95,055
8月	83,490
9月	69,840
10月	74,870
合計	323,255

2) 工事未払金

相手先	金額(千円)
(株)金田工業	30,294
西村建設(株)	26,968
フジタ道路(株)	21,978
(株)マグナムメイドサービス	21,156
(株)古澤建設	18,816
その他	408,050
合計	527,264

3) 未成工事受入金

当期首残高(千円)	当期受入額(千円)	完成工事高への振替額(千円)	当期末残高(千円)
157,282	1,288,717	1,025,549	420,450

(注) 損益計算書の完成工事高5,670,078千円と上記完成工事高への振替額1,025,549千円との差額4,644,528千円は、完成工事未収入金の当期発生額であります。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,210,100	2,920,388	4,581,935	5,703,442
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	35,254	101,767	255,078	159,282
四半期(当期)純利益金額(千円)	21,624	63,922	163,927	97,033
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	31.55	93.26	246.41	149.83

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(純損失)金額(円)	31.55	61.71	160.03	112.49

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 大阪本店証券代行営業部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第65期）（自 平成30年7月1日 至 令和元年6月30日）令和元年9月27日近畿財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
令和元年9月27日近畿財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第66期第1四半期）（自 令和元年7月1日 至 令和元年9月30日）令和元年11月14日近畿財務局長に提出。  
（第66期第2四半期）（自 令和元年10月1日 至 令和元年12月31日）令和2年2月10日近畿財務局長に提出。  
（第66期第3四半期）（自 令和2年1月1日 至 令和2年3月31日）令和2年5月14日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書  
令和元年10月1日近畿財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。  
令和元年11月14日近畿財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
令和2年2月25日近畿財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自 令和2年2月1日 至 令和2年2月29日）令和2年3月2日近畿財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和2年9月28日

株式会社 三東工業社

取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 光 田 周 史  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊 藤 玲 司  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三東工業社の令和元年7月1日から令和2年6月30日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三東工業社の令和2年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三東工業社の令和2年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社三東工業社が令和2年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。